

12月3日～9日 障害者週間

福祉児童課 内線 224

12月9日は障害者の日です。

「障害者週間」は障害者の方に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、2か月にわたり様々な福祉制度をお知らせします。この機会に、障害者の方の自立と参加に対する住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。今月は「障害者の手当」についてです。

愛知県在宅重度障害者手当

在宅の重度障害者の方に手当を支給します。

- ①身体障害者1～2級でI Q 35以下の方
月15, 500円
- ②身体障害者1～2級の方又は、
I Q 35以下の方
月6, 750円
- ③身体障害者3級でI Q 50以下の方
月6, 750円

※②③は、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。

扶桑町心身障害者扶助料

心身障害者の方に扶助料を支給します。(ただし、施設に入所の方は除きます。)

- 身体障害者
 - 1・2級
月4, 000円
 - 3・4級
月3, 500円
- 知的障害者
 - I Q 35以下
月4, 000円
 - I Q 50以下
月3, 500円
- 精神障害者
 - 1級
月4, 000円
 - 2級
月3, 500円
- 戦傷病者
 - 特別項症から第7項症月1, 500円
 - 第1款症から第5款症月1, 500円
 - 第1日症から第4日症月1, 500円

扶桑町難病患者見舞金

難病の方の福祉の向上を図るため見舞金を年1回12月に支給します。(心身障害者扶助料受給者は除きます。)

扶桑町在宅重度障害者介護手当

18歳以上65歳未満の常時臥床の状態にある在宅重度障害者を常時介護している方に1人につき月額5, 000円の介護手当を支給しています。

扶桑町原子爆弾被爆者受診費補助金交付

原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳の交付を受けている方で、広島及び長崎市内の病院に受診する為に必要な費用の一部を補助します。

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者及び長期入院者を除く)に手当が支給されます。

- ①身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を重複して有する方
 - ②身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方で、I Q 20以下の方もしくは常時介護が必要な方
 - ③身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方又はI Q 20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害者3級相当の障害を2つ以上有する方
 - ④身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方又はI Q 20以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で日常生活においてほぼ全面介護が必要な方
- 国制度分
月27, 200円

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く)に手当が支給されます。

- ①身体障害者1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
 - ②I Q 20以下の方
 - ③右記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方
- 国制度分
月14, 790円
- 県制度分
国制度に加算して支給
- 身体障害者1～2級の障害を有し、I Q 35以下の方
月6, 900円
 - 身体障害者1～2級の障害を有する方又はI Q 35以下の方
月1, 150円

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者を育てている方に手当が支給されます。

- ①I Q 35以下程度又は身体障害者1～2級程度の方
月52, 200円
- ②I Q 50以下程度又は身体障害者3級(4級の一部を含む)程度の方
月34, 770円

児童扶養手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当が支給されます。

- 月42, 910円～10, 120円
(児童が2人以上いる場合は、2人目は月10, 140円～5, 070円、3人以上は1人につき月6, 080円～3, 040円加算)

愛知県遺児手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。支給期間は最大限5年間です。

- ・支給開始後
1～3年目:月4, 350円
4～5年目:月2, 175円

扶桑町遺児手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。

- 月3, 000円
- *各種手当については所得制限・併給制限があります。

選挙管理委員会委員が 決まりました

総務課 内線215

扶桑町選挙管理委員会委員の任期満了に伴う改選により、次の方が選ばれました。(敬称略)

- 川野光彦(高雄字北東川)
- 大貫 晟(高雄字南屋敷)
- 林 隆生(柏森字郷前)
- 北折和英(小淵)

また、この中で、大貫 晟氏が委員長に就任しました。
新しい委員の任期は、令和5年10月31日までです。

12月4日～10日は人権週間

住民課 内線249

12月4日(水)から10日(火)までは、「第71回人権週間」です。期間中はいろいろな人権に関する報道や催し物が開催されます。この機会に、女性の人権、子どもの人権、外国人の人権などに対する関心を深め、高齢者を大切にすることを心や障害のある人の自立と社会参加などについて考えてみましょう。また、人権問題でお困りの方への相談を次のとおり行いますので、お気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所の開設

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるか分からない場合、人権相談所にご相談ください。

年末の交通安全県民運動を 実施します

総務課 内線216

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、忘年会などで飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による事故も懸念されます。

また、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、夕暮れ時と仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、交通事故の増加が心配されます。そこで、この時期に、町民の皆さん一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

- ▼期間 12月1日(日)～12月10日(火)までの10日間
- ▼運動重点
 - 子どもと高齢者の安全な通行の確保
 - 高齢運転者の交通事故防止
 - 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 飲酒運転の根絶

学校給食用物資納入業者指定 申請書の追加受付について

学校給食共同調理場 ☎(93) 1528

令和2年度学校給食用物資納入業者の指定を希望する方は、学校給食用物資納入業者指定申請書を提出してください。

- ▼受付期間 12月2日(月)～12月25日(水)
- ▼受付時間 午前9時～午後5時
- ▼申請書類 学校給食用物資納入業者指定申請書及び添付書類
- ▼受付・問い合わせ 学校給食共同調理場

建物の新築又は取り壊しを された方へ

税務課 内線264

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の現況の利用状況で課税されます。
住宅を新築された場合、敷地として利用している土地については、申請により固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を受けることができます。また申請をされていない方は、1月31日までに申請の手続きをお願いします。なお、家屋調査をさせて頂いた方につきましては、その際に申請書をお渡ししております。

住宅、車庫、倉庫等の建物の全部又は一部を取り壊された場合、建物滅失登記をされないといき続き固定資産税が課税されてしまいますので、速やかに税務課へご連絡をお願いします。なお、建物滅失登記をされた方は、ご連絡の必要はありません。